

和束町商工会 NEWS 第43号



facebook

発行 和束町商工会 令和2年10月19日

〒619-1212 京都府相楽郡和束町釜塚京町19

☎0774-78-3321 📠0774-78-4030

✉wazuka-sci@kyoto-fsci.or.jp

🌐https://wazuka.kyoto-fsci.or.jp/



小規模事業者持続化補助金

公募要領・申請様式のダウンロード先：<https://www.kyoto-fsci.or.jp/>

①

《一般型》

第4回締切 ⇒ 令和3年2月5日(金)【消印有効】

販路開拓や業務効率化の経費が補助対象です

- 例) ・販路開拓のチラシ作成・配布、HP作成・新たな販路開拓に必要な機械装置等の導入
・店舗改装(小売店の陳列棚の改良・飲食店の店舗改修など)
・新商品、新サービスの開発 …など

補助上限
50万円

②

《コロナ特別対応型》

第5回締切 ⇒ 令和2年12月10日(木)【必着】

販路開拓の経費のみが補助対象です ※詳細要確認

- 例) ・部品や資材調達が困難になったため、自社で製造するための機械装置の導入
・デリバリーを開始するための宅配用バイクの購入
・テイクアウトサービス告知のためのチラシ作成、HP改修 …など

補助上限
100万円

③

《事業再開枠》 上記①or②と別枠で実施(①or②の申請時、一緒に申請)

「事業再開枠」は感染拡大防止対策が目的であり、これ単独での申し込みはできません

- 例) ・消毒用の紫外線照射機の購入、消毒液の購入・マスク、フェイスシールドの購入
・換気機能を強化したエアコンの設置 ・体温計、サーモグラフィの購入…など

補助上限
50万円

弥生会計セミナーのご案内

11月11日&12日 13:00~16:00【全2回】

個人事業者もパソコン会計(自計化)が当たり前の時代! 経理の時間短縮、所得税の青色申告特別控除、会計情報を利用した経営管理が可能…等のメリットがあります。

実際に会計ソフトを入力していただくセミナーです! 基礎から学んでみませんか?

11月11日(水)&12日(木)13:30~16:00 講師:(株)オフィスオオニシ 大西弘晃氏

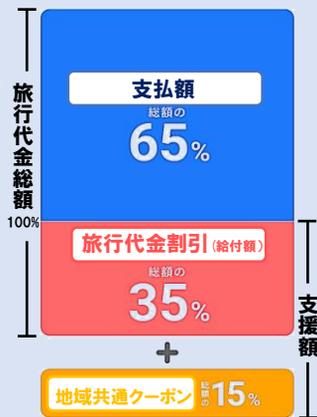
全二回開催、1日目は基本操作から、2日目は便利機能などを解説!

※実際に操作ができるパソコンをご用意しております。ご参加お待ちしております。

セミナー詳細及び申し込みは同封のチラシをご覧ください

地域共通クーポンとは

- ・旅行代金の15%相当額を地域共通クーポンとして、旅行者に配布
【1,000円未満の端数が生じる場合には四捨五入(端数が500円以上の場合は1,000円のクーポンを付与)】
- ・旅行先の都道府県+隣接都道府県において、旅行期間中に限り使用可能
- ・紙クーポン、電子クーポンの2種類があり、お釣りは出ません。
- ・旅行者・宿泊事業者より配布します。



ご利用エリア

宿泊地(日帰り旅行の場合は主たる目的地)の属する都道府県及び当該都道府県に隣接する都道府県

※ 利用エリアは宿泊地によって異なります。必ずご確認ください。

紙クーポン



- ・紙クーポンの場合、上図の赤枠箇所に利用可能な都道府県が記載されています。
- ・お客様の宿泊地が黒枠で囲われています

電子クーポン



- ・電子クーポンの場合、上図の赤枠箇所に利用エリアの記載があります

お問い合わせ先

Go To Travel事務局 コールセンター

Tel.0570-002-442(ナビダイヤル 受付時間10:00~19:00 年中無休)

Tel.03-6636-9457(受付時間 10:00~19:00 年中無休)



GoToトラベル
公式サイトは
こちら



<https://goto.jata-net.or.jp/>

取扱店舗の登録申請方法は

[下記①②のいずれかの方法で申請してください]

①公式ホームページで申請 <https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

②郵送で申請

申請様式はHPからダウンロードかコールセンターに連絡し必要書類の郵送を依頼



0570-017-345

ナビダイヤル

受付時間: 10:00~19:00 年中無休



03-6747-3986

IP電話等からの
問い合わせ先

受付時間: 10:00~19:00 年中無休

※ 飲食店の方はご注意ください ※

飲食店のGO TO TRAVELの登録には
Go To Eatの登録が必要です!

次ページでGo To Eat について説明
していますのでご参照ください。

- ・飲食店のGo To TRAVELの登録には、Go To Eatの登録が必要。
- ・Go To Eatの登録が完了するまで、Go To TRAVELへの登録は保留。



※「飲食店」とは、Go To Eatの対象となる飲食店をいう。

京都

Go To Eat!

キャンペーン

利用
期間

2020年10月20日(火)～2021年3月31日(水)

Go To Eat キャンペーン事業

地域の飲食店で使える、プレミアム付食事券を各都道府県等の単位で販売

Go To Eat キャンペーンって？

感染予防対策に取り組みながら営業している飲食店および、食材を供給する農林漁業者を支援するため、国が左記の取り組みをするキャンペーンです。

GoToEatキャンペーンを利用する場合は、付与ポイント以上の飲食が必要となります。

- プレミアム付食事券は、販売額の**25%**を国が負担します
例) 12,500円の食事券を10,000円でご購入頂けます
- プレミアム付食事券でお支払いの際、**おつり**はできません
- 購入制限：1回のご購入にあたり、**20,000円分**まで
※エリアによっては8000円単位での販売となり、購入上限が16000円分までとなる場合があります
- 販売期間：**2021年1月末まで**
- 有効期限：**2021年3月末まで**



Go To Eat 利用店舗登録申請について

利用店舗
募集期間

[1次募集申請期間] 2020年9月24日(木)～10月9日(金)17:00までの申請

[2次募集申請期間] 2020年10月9日(金)17:00～10月31日(土)17:00までの申請

※10月31日17:00以降の申請については、調整中です。



利用店舗は新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進京都会議が発行する「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所」ステッカーを貼付する必要があります。



利用店舗 登録申請はホームページから

<https://premium-gift.jp/kyoto-eat/>

インターネット環境がない場合は裏面の申込用紙を郵送にて提出してください。



申請は
こちら



●お問合せ

京都GoToEat事務局 TEL:075-276-4051 (対応時間:平日9:30～17:30)

E-mail:kyoto-goto-eat@jtb.com 協力:京都府・京都市

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○現行の猶予の要件(幅広い方が認められます)

- ・一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- ・納税について誠実な意思。 ・納期限から6か月以内に申請がある。
- ・猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。

(注)1、担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。2、すでに滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○現行の猶予が認められると…

- ・原則として1年間納税が猶予されます(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります)
- ・猶予中は延滞税が軽減されます ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例(特例猶予)』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

○令和2年2月1日から令和3年2月1日に納期限が到来する国税については、

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納税することが困難であること。

まずは所轄の税務署(徴収担当)へお電話でご相談ください
【宇治税務署 0774-44-4141】

テレワークセミナー

～ 初めてのテレワークを考える 中小企業の事業主の方必見！ ～
新しい社会ニーズ！「進化する働き方」テレワークの今と未来

日時 2020年10月22日(木) 14:00～16:00 オンライン開催(Zoom) 参加費無料 定員100名

申込 京都府テレワーク推進センター ☎075-746-5252 📧<https://teleworkderoumu.peatix.com>

この連続講座では、親族が商売や事業を営んでいる若い世代(34歳未満)が、全3回にわたって、家業の経営資源をベースにした新たな事業の開発について考え方を学びます

日時 第1回：2020年10月31日(土) 13:00～16:30
第2回：2020年11月 7日(土) 14:00～17:30
第3回：2020年11月14日(土) 14:00～17:30

【※全3回すべての講義を受講していただけることが必須条件となります】

会場 オンライン 参加費 無料 応募締切 2020年10月25日(日)23:55

申込 <https://atotugi-discussion-kinki2020.peatix.com/>

主催:近畿経済産業局 運営:公益財団法人 大阪産業局 協力:一般社団法人ベンチャー型事業承継

令和2年京都府最低賃金

909 円
時給額
令和元年と同額

令和2年度京都府最低賃金については

時給額 現行どおり909円です